

平成27年度(2015年度)豊中市特定教育・保育等及び家庭保育所 保護者負担額表

保育所、小規模保育事業所、事業所内保育所、家庭保育所、市立・私立認定こども園に通う2号認定・3号認定を受けられるお子さまの保護者負担額(保育料)月額(案)は下表のとおりです。国の定める保育料から平均で75%に軽減しています。

【2号認定・3号認定(保育標準時間認定・保育短時間認定)】

(単位:円)

児童の属する世帯の階層区分		【参考】 平成26年度 の所得階層 区分	【参考】 年収めやす	保育所、小規模保育事業所、認定こども園												家庭保育所		
				3号				2号								3号		
階層区分	定義			3歳未満児				3歳児				4歳以上児				3歳未満児		
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準 時間認定	保育短時 間認定	
				一般	週5日開 園の園	一般	週5日開 園の園	一般	週5日開 園の園	一般	週5日開 園の園	一般	週5日開 園の園	一般	週5日開 園の園			
第1階層	生活保護法による被保護世帯	A	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2階層	市民税非課税世帯	B	260万円以下	3,000 (1,500)	2,800 (1,400)	3,000 (1,500)	2,800 (1,400)	3,000 (1,500)	2,800 (1,400)	3,000 (1,500)	2,800 (1,400)	3,000 (1,500)	2,800 (1,400)	3,000 (1,500)	2,800 (1,400)	2,300 (1,200)	2,300 (1,200)	
第3階層	第1・2階層を 除き、前年分 の市民税所 得割額の区 分が右欄の 区分に該当す る世帯	C1 C2	330万円以下	10,700 (5,400)	9,900 (5,000)	10,600 (5,300)	9,800 (4,900)	9,100 (4,600)	8,400 (4,200)	9,000 (4,500)	8,300 (4,200)	9,100 (4,600)	8,400 (4,200)	9,000 (4,500)	8,300 (4,200)	8,100 (4,100)	8,000 (4,000)	
第4階層		D1	470万円以下	19,400 (9,700)	17,900 (9,000)	19,100 (9,600)	17,600 (8,800)	18,400 (9,200)	17,000 (8,500)	18,100 (9,100)	16,700 (8,400)	18,000 (9,000)	16,600 (8,300)	17,700 (8,900)	16,300 (8,200)	14,600 (7,300)	14,400 (7,200)	
第5階層		D2 D3 D4	640万円以下	34,000 (17,000)	31,300 (15,700)	33,500 (16,800)	30,900 (15,500)	33,700 (16,900)	31,100 (15,600)	33,200 (16,600)	30,600 (15,300)	30,300 (15,200)	27,900 (14,000)	29,800 (14,900)	27,500 (13,800)	25,500 (12,800)	25,200 (12,600)	
第6階層		D5	930万円以下	45,900 (23,000)	42,300 (21,200)	45,200 (22,600)	41,600 (20,800)	37,000 (18,500)	34,100 (17,100)	36,400 (18,200)	33,500 (16,800)	32,000 (16,000)	29,500 (14,800)	31,500 (15,800)	29,000 (14,500)	34,500 (17,300)	34,000 (17,000)	
第7階層		D6	1130万円以下	57,700 (28,900)	53,100 (26,600)	56,800 (28,400)	52,300 (26,200)	37,000 (18,500)	34,100 (17,100)	36,400 (18,200)	33,500 (16,800)	32,000 (16,000)	29,500 (14,800)	31,500 (15,800)	29,000 (14,500)	43,300 (21,700)	42,600 (21,300)	
第8階層		D7	1130万円超	78,000 (39,000)	71,800 (35,900)	76,700 (38,400)	70,600 (35,300)	37,000 (18,500)	34,100 (17,100)	36,400 (18,200)	33,500 (16,800)	32,000 (16,000)	29,500 (14,800)	31,500 (15,800)	29,000 (14,500)	58,500 (29,300)	53,900 (27,000)	

【注意】

- ・上記所得階層区分は、4月分から8月分までは、26年度の市民税によることとなります。9月分から翌年3月分までは27年度の市民税による区分となります。
- ・保育料の算定には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、電子証明書等特別控除、市町村等に対する寄付金控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除等の適用はありません。
- ・同一世帯から2人以上同時に保育所(注1)、幼稚園、認定こども園、障害者通所施設(注2)に入所(園)または利用している場合は、年齢の高い児童の順に2人目は、半額<上記保護者負担額表()内の額>、3人目以降は、無料となります。
- ・3歳以上児については、上記金額以外に主食給食費として月1,000円が必要です。
- ・基本保育時間を超えて保育を利用する場合は、延長保育料が別途必要になります。ただし、第1階層、第2階層及び多子軽減措置により保育料無料の適用を受けている児童は無料となります。
- ・児童の年齢が年度途中で3歳に達して2号認定に切り替わった場合でも、その年度中は3号認定の保育料となります。
- ・「ひとり親世帯等」「在宅障害児(者)のいる世帯」等について、第2階層は無料となり、第3階層は1,000円減額されます。なお、祖父母と同居で保護者の収入が一定の水準を超えない場合、祖父母の市民税額等により決定する場合があります。
- ・税の還付、修正申告等により年の途中で税額更正があった場合や保護者の結婚・離婚など家庭状況に異動があった場合は、保育料が変更になることがありますので速やかに届け出てください。

(注1)保育所とは、児童福祉法による認可保育所と豊中市家庭保育所に限る。

(注2)特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期地用施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援